

申込における確認事項(1/5)

【燃料費等調整制度について】

- 燃料費等調整制度とは、火力発電に用いる原油、LNGおよび石炭の燃料価格の変動、ならびに離島供給に係る火力燃料費の変動を電気料金に反映させるため、それらの変動に応じて毎月自動的に電気料金を調整する制度で、燃料費調整および離島ユニバーサルサービス調整で構成されます。
- 燃料費等調整単価の算定に用いられる原油、LNGおよび石炭の燃料価格は、為替レートや市場の動きにより変動します。
- 燃料費等調整単価の算定に用いる平均燃料価格について、規制料金メニュー※¹(特定小売供給約款の料金メニュー)では上限の設定がありますが、自由料金メニュー※²(特定小売供給約款以外の料金メニュー)では上限の設定がありません。
- 燃料価格が高騰し、規制料金メニューで定める燃料費等調整の上限を超える場合には、自由料金メニューの方が規制料金メニューよりも燃料費等調整額の加算額が大きくなり、電気料金のご請求金額が高くなります。

※1: 定額電灯, 従量電灯A・B・C, 臨時電灯A・B・C, 公衆街路灯A・B, 低圧電力, 臨時電力, 農事用電力(脱穀調整用電力を含む)

※2: エネとくポイントプラン, エネとくSプラン, エネとくMプラン, エネとくLプラン, エネとくシーズンプラス, エネとくスマートプラン, eタイム3プラス, エネとく動力プラン, エネとくスノープラン, Web・eプラス, ふらっとソーラープラン, ドリーム8, ドリーム8エコ, eタイム3, eタイム3[Sプラン], eタイム3[Mプラン], 低圧時間帯別電力, 深夜電力A, 深夜電力B, 深夜電力C, 深夜電力D, ホットタイム19, ホットタイム22, ホットタイム19エコ, ホットタイム22エコ, ホットタイム22ロング

申込における確認事項(2/5)

【自由料金プランの適用条件等について】

○以下に掲載している料金プランについては、適用加入に条件があるため予めご確認のうえお申し込み願います。

料金プラン	適用条件等
エネとくシーズンプラス	○エアコンを保有する需要であること。
ふらっとソーラープラン	○太陽光発電設備を保有する需要であること。 ○ヒートポンプを利用した電気暖房機および電気給湯器を使用し、かつ、需要場所におけるすべての暖房設備および給湯設備に要する熱源を電気でまかなう需要であること。
エネとくスマートプラン	○ヒートポンプを利用した電気暖房機および電気給湯器を使用し、かつ、需要場所におけるすべての暖房設備および給湯設備に要する熱源を電気でまかなう需要であること。
eタイム3プラス	○ヒートポンプを利用した電気暖房機もしくは電気給湯器または定格電圧200ボルトの電気ロードヒーティングのいずれかの電気機器を使用する需要であること。 ただし、定格電圧200ボルトの電気ロードヒーティングのみを使用する需要を除く。

申込における確認事項(3/5)

【低圧季節需要の契約期間の設定について】

- 以下に掲載している料金メニューについては、毎年の契約期間を予め固定してご契約いただきます。お取扱いの詳細は[こちら](#)をご覧ください。
(例:4月15日～8月15日 等)

<対象料金メニュー>

- ・農事用電力
- ・脱穀調整用電力
- ・臨時電力(米麦乾燥調整, 水稻電熱温床等でのご利用)

<契約期間の設定方法>

- 電設Webで対象料金メニューの新設申込みの際、毎年の契約期間を設定いただきます。以下の資料に必要事項をご記入のうえ、「その他添付ファイル」へアップロード願います。

資料格納先	リンク先
弊社ホームページ	https://www.hepco.co.jp/business/electrical_work_shop/doc/low_season_format.docx

申込における確認事項(4/5)

【未計器を希望する場合の取り扱いの留意点】

1. 公衆街路灯の取扱い

○公衆街路灯Bの新設申込みで、計量器を取り付けないことを希望する場合は、負荷設備内訳書の「北海道電力ネットワークへの連絡事項」欄に『公衆街路灯(未計器)希望』と記載してください。

※計量器の取り付けがない契約である公衆街路灯Aの場合も、新設申込みの際には負荷設備内訳書に上記と同様に記載してください。

○未計器として取り扱う場合、使用電力量の協定書を電気工事会社さまへ送付いたしますので、お客さまへお渡してください。

2. 臨時電灯の取扱い

○臨時電灯BもしくはCを祭典等で短期間使用される場合は、北海道電力ネットワークの判断により計量器を取り付けない場合があります。

○計量器を取り付けないこととなった場合、料金算定期間毎の使用電力量は次の算式によって算定した値とし、電気料金を計算・ご請求します。この場合、使用電力量の協定書は送付いたしませんのでご了承願います。

臨時電灯Bの使用電力量 = $2\text{kWh} \times (\text{契約電流 (A)} \div 10\text{A}) \times \text{未計器の適用日数}$

臨時電灯Cの使用電力量 = $2\text{kWh} \times \text{契約容量 (kVA)} \times \text{未計器の適用日数}$

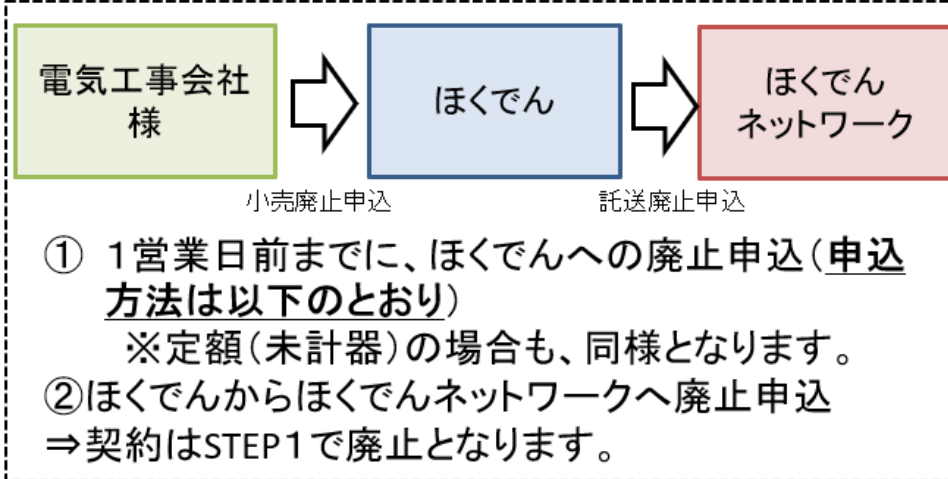
申込における確認事項(5/5)

【臨時契約(低圧)の廃止・撤去申込の留意点】

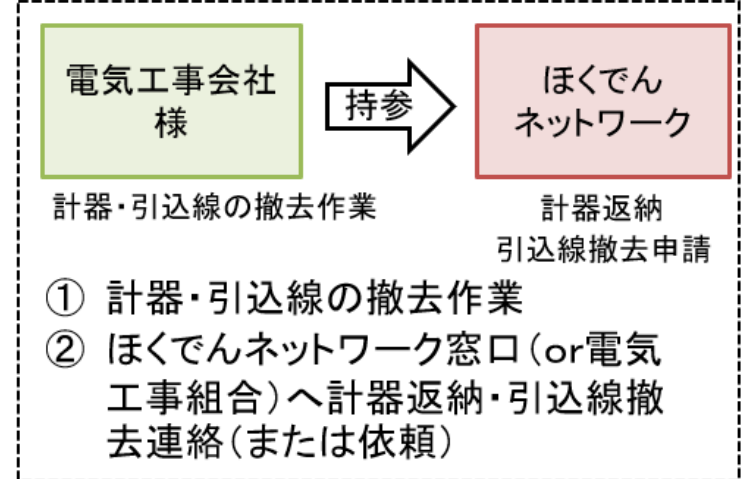
○2024年2月1日以降は以下のとおりお申し込み願います。

【2024年2月1日以降】

STEP1



STEP2



申込方法	リンク先・連絡先
弊社ホームページ	https://www.hepco.co.jp/business/electrical_work_shop/index.html
お電話	0570-092-300